

南部地域支線の 乗合タクシー運行計画について

1. 一般乗合旅客自動車運送事業及び一般貸切旅客自動車運送事業の申請に対する標準処理期間（中国運輸局公示 176 号）

- ①事業計画変更認可について（一般乗合事業の既存許可事業者）
路線の新設について
生活交通会議で協議が調った事案
標準処理期間が 3 ヶ月 ⇒ 1 ヶ月を目途

（説明）

- ・平成 24 年 10 月 1 日から実施するため。

2. 一般乗合旅客自動車運送事業に係る経営許可申請事案の審査基準について（中国運輸局公示 69 号）

- ①乗車定員について
生活交通会議の協議結果に基づく場合
乗車定員 11 人以上 ⇒ 乗車定員 11 人未満とすることができる。

（説明）

- ・平成 23 年度の乗降調査より最大 9～12 人であり、バス車両では過大となるため。

- ②最低車両数について
生活交通会議の協議結果に基づく場合
1 営業所ごとに、最低 5 両の常用車及び 1 両の予備車を配置するものとする。 ⇒ 自動車 2 両（常用車：1 両、予備車：1 両）

（説明）

- ・1 車両で運行可能な系統のため、多くの車両を必要としないため。

3. 運賃及び料金について

道路運送法第 9 条第 4 項の合意

運賃等について生活交通会議で合意しているとき

中国運輸局長の認可 ⇒ 中国運輸局長へ届け出

（実施予定日の 30 日前まで

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
国土交通省令第111号・平成18年12月15日制定
(必要部分のみ抜粋)

基準

高齢者、障害者等の移動困難者であっても乗合バスを利用できるようにするため、乗合事業者が新たに車両を購入する場合には、乗降口の有効幅、床面高さ及び車いすスペースの確保等に定めた移動円滑化基準に適合しなければならないとしてあります。

基準の適用除外(地域公共交通会議等の協議結果に基づく場合)

基準適用除外の認定を申請することができる自動車

認定要領において、「幅2.1m以下の自動車、ガイドウェイバスその他の技術開発上移動円滑化基準への適合が困難な自動車」は適用除外の認定を申請することができるとしてあります。

南部地域では、2.1m以下の車両で運行することを予定しており、それに伴う移動円滑化基準適用除外車両で運行することについて合意を求めるものです。

車いすスペース等の適用除外について

南部地域支線の乗合タクシーは、14人乗り、10人乗りを予定しており、車いすスペースを確保することにより、乗車定員3名程度の座席が減ることになり車いすスペースの確保は困難である。

(参考)

平成23年度の乗降調査より

西郷線・・・乗客数 最高12名

佐治線、江波赤波線・・・乗客数 最高8名

(対応)

乗務員の補助により乗降口近の座席に座っていただく。また、福祉タクシー、福祉有償運送等の利用をお願いする。

運行情報提供設備等について

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」において、バス車両内には、次に停車する停留所の名称等を文字により表示するための設備及び音声により提供するための設備を整えなければならない。また、バス車両には、車外用放送設備を設けなければならないとされている。

しかしながら、当該車両で運行する場合、設備費に多大の費用が必要となることから設置はいたしません。簡易的なもので利用者の利便を損なうことがない表示等を行います。